

## 会議の公開・非公開について（案）

## 1 対 象

- ①万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出支援補助金の審査基準について（本日審議事項）
- ②同補助金事業のプレゼンテーション審査について（次回審議事項）

## 2 結 論

非公開が妥当である。

## 3 理 由

- ①：これから公募しようとする事業の公募事項、応募資格、審査基準等の公募要領を審議するため、意思形成過程の情報を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、公募の公平性、及び競争性を確保できなくなる。
- ②：プレゼンテーション審査の審議を公開すると、事業者の提案に含まれる技術やノウハウ等の企業秘密が公になることで競争上の地位を害するほか、提案事業者から必要な情報を得ることができなくなり、適正に審査できなくなる。

## 4 非公開の法的な根拠（大阪府）

- ①：大阪府情報公開条例 第8条第1項第3号、会議の公開に関する指針 3（1）
- ②：大阪府情報公開条例 第8条第1項第1号、会議の公開に関する指針 3（1）

## 【参考】

○会議の公開に関する指針 . . . 別紙下線部分参照

## ○大阪府情報公開条例（抄）

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

- 一 法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外公開情報」という。)を除く。)

二 (略)

- 三 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

## 会議の公開に関する指針

昭和 60 年 11 月 26 日 大阪府  
平成 8 年 10 月 1 日 一部改正  
平成 12 年 6 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 11 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 3 月 30 日 一部改正

この指針は、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）第 33 条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

### 1. 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

### 2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

### 3. 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において大阪府情報公開条例第 8 条又は第 9 条の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 4. 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

### 5. 公開の方法等

(1) 会議の公開は、次に掲げる方法のいずれか又は全てにより行うものとする。

ア 会場に一定の傍聴席を設けること。

イ インターネットの利用等により、会議の映像及び音声を同時に視聴できる機会を付与すること。

(2) 審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場等の秩序維持に努めるとともに、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

### 6. 会議開催の周知

(1) 公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。

(2) 会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記するものとする。

### 7. その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。

この指針は、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）第 33 条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。